

環境啓発資材貸出等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県備前県民局（以下「県」という。）が保有する環境啓発資材（以下「資材」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定める。

(貸出の対象)

第2条 資材の貸出を行う対象は、県内に在住する法人、団体、グループ等及び個人とする。ただし、県が特に認める場合はこの限りでない。

2 使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の貸出を行わないものとする。

- 一 法令等に違反するおそれのある場合
- 二 公序良俗に反するおそれのある場合
- 三 特定の政治、思想又は宗教に関する活動の場合
- 四 営利を目的とする場合。ただし、使用目的等を総合的に勘案し、県事業の推進に有用であると判断されるものについては、この限りでない。
- 五 著作権又は肖像権等、他者の権利を侵害するおそれのある場合
- 六 その他、資材を貸し出すことが適当でないと認められる場合

(貸出の期間)

第3条 資材の貸出期間は、原則として1か月以内とする。ただし、県が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(料金等)

第4条 資材の貸出に要する費用は、送料を含め無料とする。

(貸出方法等)

第5条 資材を借用しようとする者（以下「借用者」という。）は、原則として借用を希望する日の2週間前までに、貸出等申込書（別紙様式）を県に提出するものとする。

2 県は、前項の申込みが適当と認めるときは、借用者に対して郵送等により資材を提供するものとする。

3 借用者は、資材を適切に管理するものとし、使用後は県が指定する方法により、速やかに返却するものとする。

4 県が必要と認めるときは、一の資材につき一の年度内に10件を限度として、資材の貸出に代えてその複製物を借用者に無償で提供できるものとする。

5 貸出等の手続は、岡山県備前県民局地域政策部環境課において行うものとする。

(弁償)

第6条 貸し出した資材を損傷し、滅失し、又は返却しなかった者は、県の指示する方法により弁償しなければならない。ただし、その損傷等がやむを得ない理由によるものと県が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

【提出先】

岡山県備前県民局地域政策部 環境課 あて

○郵送の場合 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

○電子メールの場合 bizen-kankyo@pref.okayama.lg.jp

(送信後は、電話にて受信確認をお願いします)

貸出等申込書

年 月 日

岡山県備前県民局地域政策部長 殿

次のとおり、啓発資材を使用したいので、申し込みます。

※太枠部分に記入してください。

申込者氏名	
所属機関名	法人、団体、グループ等の名称を記載
連絡先 (送付先)	【住所】(〒 -) 【電話番号】
資材の種類	<input type="checkbox"/> DVD「食品ロスを知っていますか？」(令和3年8月制作) <input type="checkbox"/> DVD「今と未来をつなぐ暮らし～「もったい」を「おいしく」はじよう!～」(令和4年1月制作) <input type="checkbox"/> その他 ()
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※原則1か月以内
使用目的	研修会の名称、主催者、参加予定人数等を記載
受取方法	<input type="checkbox"/> 備前県民局地域政策部環境課に取りに行く (対応可能な時間は、平日8:30～17:15に限る) <input type="checkbox"/> 上記連絡先に、郵送で送ってほしい
県使用欄	※区分 <input type="checkbox"/> 貸出 <input type="checkbox"/> 提供